

法廷における弁護士の起立問題について

昭和27年11月29日総一第137号高等裁判  
所長官、地方、家庭裁判所長あて総務局長事務取  
扱通知

右について、別紙第一のとおり日本弁護士連合会会長に回答しましたから、参考書類として別紙第二および第三を添え、お知らせします。

なお、高等裁判所支部に対しては高等裁判所から、地方裁判所支部および簡易裁判所に対しては地方裁判所から、家庭裁判所支部に対しては家庭裁判所からそれぞれこの旨連絡して下さい。

おつて、各弁護士会に対しても、高等裁判所所在地の弁護士会については高等裁判所から、その他の弁護士会については地方裁判所からそれぞれ右の旨連絡して下さい。

別紙第一

最高裁判所総一第一三六号  
昭和二十七年十一月二十九日

最高裁判所事務総長 五鬼上堅磐

日本弁護士連合会会長 殿  
法廷における弁護士の起立問題について

(昭和二十七年十月十日付日弁連総第一六八号に対する依命回答)

法廷において事件の当事者および関係人が発言に際して起立することは、久しきにわたって確立された慣行であり、今日まできわめて自然に励行されているところであります。

そして、この慣行は、法廷の品位を保ち、手続が秩序正しく、かつ、円滑に行われる上により効果をもたらすものであり、いまにわかになこれを改めねばならぬ理由はないものと思料します。ただ証人尋問に際して手控をとる場合等着席のままの発言が便宜である場合、発言者が裁判長の承認のもとに着席して発言することを妨げないことは申すまでもありません。

なお、さきにこの問題について当方から口頭をもつて連絡しましたところも、右と全く同じ趣旨であり、従つて各弁護士会あてに発せられた昭和二十七年十一月十八日付日弁連総第一八九号に記載されたところは、当方の趣旨とするところと著しく相違するものであることを、念のため、申し添えます。

別紙第二

日弁連総第一六八号  
昭和二十七年十月十日

日本弁護士連合会会長 長野国助

最高裁判所長官 田中耕太郎 殿  
法廷における弁護士の起立問題について

本連合会は首題の件につき理事会の議を経て別紙の通り意見を決定しましたから貴庁において御採択の上管下各裁判所にも周知徹底せしめられたく建議致します。

意見書

弁護士が法廷において発言する際は起立又は着席の儘何れにても自由とすること。

理由

弁護士が法廷において発言する際(各地方、各法廷によつて一定していないが)起立して行うことを通例とするが、特に証人訊問等の場合メモ採取の不便、非能率については我々の多年具さに経験するところであつて、起立又は着席の儘何れにても弁護士の自由とする制度慣行が確立せられるならば弁護士の便益、延いては裁判の能率化は図り知るべからざるものがある。

起立発言の制度については現在その法的根拠はないようであるが、然もなお依然としてこれを原則としておることは、惟うに旧憲法下の天皇の裁判なる観念と裁判官の官僚的優越感より来る空虚なる虚礼から蟬脱し得ない結果であり、又この観念から裁判の威厳を云々することに基因するものであろう。然し民主主義とは本来自由にして能率的なるべきものであり裁判所が何時迄も斯る旧慣を墨守せんとする考え方については今や謙虚に反省せらるべきであらう。

我々は素より裁判官に非礼を取えてし法廷の威信を傷けんとするものではないが、民主

憲法下の法廷は飽くまでも虚礼を廃し適正にして然も簡潔、迅速、能率的でなければならない。

且つ起ち、且つ問い、且つ座し、且つ書くが如き不体裁と非能率的な制度は速かに廃止すべきである。

尤も事件や法廷の事情によつては起立して発言することが却つて能率的であり、又弁護士によつては起立発言を好む者もあるので、これを起立又は着席の儘何れにても自由とせんとする所以である。

別紙第三

日弁連総第一八九号

昭和二十七年十一月十八日

日本弁護士連合会会長 長野国助

弁護士会長 殿

弁護士が法廷において発言する場合起立又は着席の儘何れにても自由とすることについて  
拜啓 先に理事会の決議に基き、首題の件に関し本会から最高裁長官に別紙写の如き意見書を提出しておきました処、今般最高裁当局から、文書を以てする回答は裁判官会議の議に附する必要があるので差控えるが意見書の趣旨は法廷における弁護士の作法として諒承する。又右の趣旨を裁判官会同の機会に各管下裁判所へ伝達するから了承せられたい、との口頭の回答があり事実上本会意見が容認せられましたから右の趣旨を貴会々員各位に周知徹底せられたく、なお、今後本通知に反する裁判官があつた場合は更に本会から最高裁に申入れを行う方針でありますから、具体的事例がありましたら御報告煩わしたく右通知致します。